

令和2年度上半期調達改善の取組に関する点検結果

令和3年3月26日

行政改革推進会議

目 次

1	はじめに	1
2	令和2年度調達改善計画の策定状況	1
	(1) 共通的な取組	2
	(2) 重点的な取組	2
	(3) 取組の難易度、目標達成予定時期の設定	2
3	令和2年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況	
	(1) 「目標の達成状況」「取組の効果」	3
	(2) 「明らかとなった課題」「今後の計画に反映すべき事項」	3
	(3) 外部有識者からの意見聴取	3
4	各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況	3
	(1) 一者応札の改善	4
	(2) 随意契約の改善	
	ア 競争性の向上のための取組	6
	イ より適正な価格での調達	7
	ウ 少額随意契約の更なる改善	8
	(3) 調達の合理化に向けた取組	
	ア 共同調達・一括調達の有効活用	8
	イ 電力調達・ガス調達に関する取組	9
	ウ 国庫債務負担行為の活用	11
	エ オフィス関連調達の合理化	11
	(4) 新型コロナウイルスの状況を踏まえた対応	12
5	調達改善のためのマネジメントの強化	
	(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実	12
	ア 一者応札等の改善に向けた審査・管理の強化	13
	イ より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進	13
	(2) 調達改善に資する研修等・人事評価への反映	14
6	今後の取組について	
	(1) 各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化	15
	(2) 実践的ノウハウ等の情報共有の強化	16

別添

別添 1	国の調達に係る契約金額（令和元年度）	17
別添 2	国の調達に係る契約種別	18
別添 3	国の調達に係る応札状況	20
別添 4	受注可能な事業者の調査・情報発信の充実による 一者応札解消事例	22
別添 5	情報システム調達の改善（一者応札解消等）に成果のあった 取組事例	23
別添 6	複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策 （歳出改革WG委員の指摘）	24
別添 7	各府省庁における調達改善の主な取組（令和2年度上半期）	26
別添 8	共同調達等の検証による改善例	39
別添 9	令和元年度調達改善実務者向け勉強会「随意契約による場合の 見積根拠の精査」における歳出改革WG委員の主な意見	40
別添 10	令和2年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における 歳出改革WG委員の具体的な指摘	41

1 はじめに

国の調達に係る契約金額の総額は約9兆円となっている（別添1参照）。

財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果に優れたものとするのが不可欠である。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成25年4月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

今般、各府省庁において、令和2年度調達改善計画の上半期自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員（以下「歳出改革WG委員」という。）（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※ 有川 博 委員
石堂 正信 委員
川澤 良子 委員
瀧川 哲也 委員

2 令和2年度調達改善計画の策定状況

各府省庁は、令和2年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならない。また、会計法令をはじめとする諸法規を遵守しなければならない。

一方で、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、主体的か

つ不斷に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

(1) 共通的な取組

令和2年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を、①調達改善に向けた審査・管理の充実、②地方支分部局等における取組の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。

本府省庁と地方支分部局等ごとに表示している調達経費の内訳は、平成30年度調達改善計画以降、電力、ガス、情報システムについても表示するよう充実を図っている。令和元年度調達改善計画以降は、更に公共工事に係る調査及び設計業務等や調査研究等についても調達経費の内訳を表示し、一者応札に係る調達経費についても、本府省庁と地方支分部局等ごとに同様の内訳を表示するよう統一している。各府省庁は、これらの調達経費の内訳も活用し、調達改善の課題を把握していく必要がある。

地方支分部局等における契約金額の総額は約5兆円となっており、国全体の契約金額の6割程度となっている。とりわけ、公共工事に関する契約については、地方支分部局等による発注が国全体の契約金額の9割程度となっている（別添1参照）。

(2) 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、契約金額の多寡や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、重点的な取組を設定している。

平成29年度調達改善計画以降、重点的な取組と継続的な取組を別表示とする様式としたことで、重点的な取組の明確化が図られてきている。重点的な取組として、個別案件の改善計画を挙げる府省庁も見られている。外部有識者からは、各府省庁の自己評価結果に対し、一者応札の改善について個別・具体的な対策を行う必要性を指摘する意見もあり、今後は、個別案件の改善計画をより積極的に重点的な取組として設定することなども検討すべきである。

(3) 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

取組の難易度は平成28年度調達改善計画以降、目標達成予定時期は29年度調達改善計画以降、表示している。

各府省庁は、計画内容に応じて適切な目標や期限を設定して取組の効果を把握し、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行いつつ着実に成果を積み重ねていくことが求められる。

3 令和2年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、令和2年度調達改善計画に基づいて実施した取組について、「目標の達成状況」、「実施において明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、令和2年11月までにウェブサイト上で公表している。

(1) 「目標の達成状況」「取組の効果」

各府省庁の取組の進捗状況は概ね「A」(計画に記載した内容を概ね実施)となっており、総じて順調に進んでいる。取組の効果については、削減額が表示できるものについて削減率を併せて表示することを推進しており、定着しつつある。

(2) 「明らかとなった課題」「今後の計画に反映すべき事項」

これらの項目について、具体的な記載をしている府省庁がある一方で、前年度から同一の記載を続けている府省庁や具体的な記載をしていない府省庁も見られた。各府省庁は、可能な限り、個別案件に基づき具体的に記載するなど、取組の進捗を分かりやすく記載することにより、これらの項目を分析・評価し、PDCAサイクルを効果的に回していくことが求められる。

(3) 外部有識者からの意見聴取

個々の取組について外部有識者から具体的な意見を得ている府省庁が多く見られた。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取し、また、各府省庁で課題となっている特定の調達品目や契約方式について意見を聴取するなどの工夫が見られた。

4 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

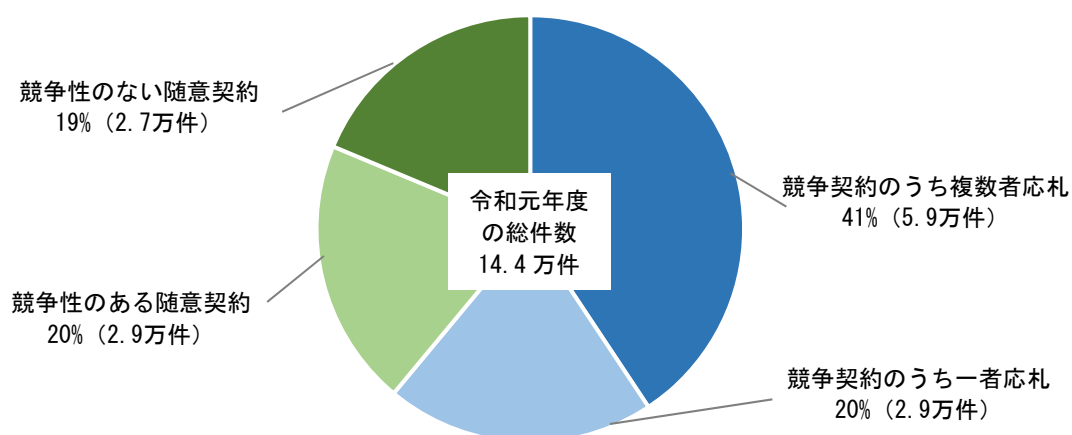
国の調達に係る契約の総件数は約14万件であり、このうち競争契約が約6割、随意契約が約4割となっている。競争契約のうち、一者応札となったものは、近年、契約全体の2割程度で推移している。また、随意契約のうち、競争性のない随意契約¹も、近年、契約全体の2割程度で推移している(図表参照。府省庁別の状況等については、別添2及び別添3参照)。

¹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

各府省庁においては、調達する財・サービスの特性や調達の課題も踏まえ、調達改善に向けた取組が進められており、それらの実施状況は以下のとおりである。

図表：国の調達に係る契約種別・応札状況（件数ベース）



		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総 件 数		13.8 万件	14.7 万件	14.4 万件
内 訳 (割 合)	競争契約のうち複数者応札	43%	44%	41%
	競争契約のうち一者応札	18%	19%	20%
	競争性のある随意契約	20%	19%	20%
	競争性のない随意契約	19%	19%	19%

注：件数は各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

出典：内閣官房調査

（１）一者応札の改善

国の契約は、原則として、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項等により、競争に付さなければならないとされている。競争入札における応札者数は、その時々の経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。このため、各府省庁は、一者応札となった契約について要因の把握と分析に努め、その改善を図る必要がある。

各府省庁は、一者応札となった要因を把握するため、「入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査」や「事業者に対するヒアリ

ング」を実施している。アンケート等の結果を見ると、例えば、応札しなかった理由として、「他の案件を受注したため人員確保が困難」、「繁忙期のため対応が困難」との回答が見られる。これに対し、府省庁側では、例えば、執行計画等により契約予定時期を管理し、計画的に調達スケジュールを早める等の取組を進めている。

また、各府省庁は、受注可能な事業者の調査と情報発信の充実に取り組んでいる。当該取組は、府省庁間や部局間でのばらつきが見られるものの、自他府省庁等で過去に受注実績のある事業者や下請事業者の把握、事業者団体のウェブサイト等の様々な情報源の活用により、受注可能な事業者を広く調査し、公正性に配慮した上でそれら事業者に対し公表済みの入札情報を周知等することで、一者応札が改善した事例が見られている（受注可能な事業者の調査・情報発信の充実による一者応札解消の取組事例は別添4参照）。

情報システムの調達については、各府省庁とも「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成26年12月3日決定、令和2年11月27日最終改定）を踏まえて、それぞれの府省CIO補佐官²の助言を得ながら、情報システムの要件定義の明確化を行ったり、従来の受注者等、特定の事業者に有利な仕様内容とならないようにしたりすることで、新規参入の促進を行うこととされている。情報システムの契約金額は、各府省庁の本府省庁が契約主体となる契約金額を合計すると防衛省の物品役務（装備品含む。）に次いで多く³、その調達改善は、多くの府省庁が調達改善計画の中で掲げる重要な課題となっている。

情報システム調達の改善に向けて、各府省庁は、入札情報の積極的発信、民間事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の工夫などに取り組んでいる。また、セキュリティに配慮した上で既存情報システムのプログラムを公開し、新規参入が実現した事例も見られている（情報システム調達の改善に成果のあった取組事例は別添5参照）。各府省庁においては、個別の情報システムごとに、セキュリティを確保しつつ、「ベンダーロックイン」⁴などの課題や特性を踏まえ、計画的に、契約更新等の機会を捉えて適切に対処していくことが必要である⁵。

² 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成26年12月3日決定、令和2年11月27日最終改定）に定義され、「府省CIO補佐官」は各府省（庁や委員会を含む。）に置かれ、原則として内閣官房に置かれている政府CIO補佐官をもって充てるものとされている。

³ 各府省庁の令和2年度調達改善計画における調達経費の内訳を単純集計

⁴ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）では、情報システムについては、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返す「ベンダーロックイン」が生じやすいとされている。

⁵ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（第3編第6章 調達）」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、平成31年2月27日決定、令和2年3月31日最終改定）においても、一者応札状況を改善するための施策例が示されている。

また、令和2年度から一部の府省庁で、機動的かつ効率的、効果的な情報システム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行運用が実施されている⁶。従来の取組に加え、技術的対話を実施した結果、複数回続いた一者応札が解消した事例が見られており、今後、本取組が新規参入や費用対効果に優れた情報システムの調達を従来よりも更に推進することが期待される。

一者応札の改善策に関して、歳出改革WG委員からの指摘をとりまとめたものは別添6のとおりである。

＜令和2年度上半期における一者応札の改善例＞

- 法務省は、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者に対するヒアリング等の取組を実施した結果、令和元年度に一者応札となっていた案件のうち108件が複数者応札となり、比較可能な39件で計約2,894万円（▲12%）の削減効果があった。
- 警察庁は、地方支分部局等において、過去に応札している事業者、近隣官署の同種契約に応札している事業者等に公表済みの入札情報を周知する取組を行った結果、令和元年度は一者応札となっていた31件が複数者応札となり、計約891万円（▲18%）の削減効果があった。
- 宮内庁は、入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領している者が一者の場合には、他省庁の類似案件等から把握した受注可能な事業者公表済みの入札情報を提供する取組を行った結果、令和元年度は一者応札となっていた7件が複数者応札となり、令和元年度と比較可能な4件で、計約60万円（▲9%）の削減効果があった。
- 金融庁は、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の次期システムの構築業務の調達に当たり、技術的対話を取り入れた一般競争入札（総合評価落札方式）を試行的に実施した。府省CIO補佐官等の知見を活用しながら新規事業者の開拓を実施する等の従来の取組に加え、技術的対話を通じて条件の見直し等を行った結果、複数者応札となり、複数回続いた特定の事業者による一者応札が解消した。

※一者応札の改善事例は、別添7参照

（2）随意契約の改善

ア 競争性の向上のための取組

国の契約において、随意契約は、会計法第29条の3第4項等により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定的に採用される契約方式とされている。とりわけ、競争性のない随意契約が締結される場合には、競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある

⁶ 「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議、令和元年5月29日決定）参照

ことに留意を要する。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表している⁷ほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。また、潜在的な参入事業者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、特定の事業者との競争性のない随意契約によらざるを得ない案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載するなどの取組も見られる。

なお、競争性のない随意契約とした案件についても、規制緩和や技術革新等により競争が可能となる市場の変化もあり得ることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。

〈令和2年度上半期における随意契約の改善例〉

- 厚生労働省は、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する500万円以上の随意契約案件に対して、競争性の向上等の観点から、外部有識者を含む審査を行っており、5件を随意契約から一般競争入札に移行し、約7,123万円（▲26%）の削減効果があった。

※随意契約の改善事例については、[別添7](#)参照

随意契約の改善に資する歳出改革WG委員からの指摘は[別添6](#)のとおりである。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、より適正な価格での調達を目指して、見積根拠の精査を行っている。見積根拠の精査に際しては、手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当である。

〈令和2年度上半期におけるより適正な価格での調達に向けた改善例〉

- 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下「内閣官房等」という。）は、随意契約計357件を対象に見積根拠の精査等を実施し、このうち140件（本省分128件、本省以外の部局分12件）について計約28億4,089万円（本省分約27億9,110万円（当初提示額の▲7%）、本省以外の部局分約4,979万円（同▲22%））の削減効果があった。内閣官房等においては、見積根拠の精査手法等を記録し、同一案件の調達の際に活用できる体制を構築している。

⁷ 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）により、各府省庁は、随意契約によることとした理由等を公表することとされている。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるかとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、多くの府省庁がオープンカウンター方式⁸を導入しており、限られた事業者から見積書を徴取するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数見られる。地方支分部局等での取組促進のため、本府省庁が実施方法や対象案件を説明する研修等を行っている府省庁もある。

さらに、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった効率化も進められている。

(3) 調達の合理化に向けた取組

ア 共同調達・一括調達⁹の有効活用

(ア) 本府省庁における共同調達

霞が関6グループで実施されている本府省庁における共同調達について、取組は概ね浸透している。

(イ) 地方支分部局等における共同調達

地方支分部局等における共同調達の取組は広く実施されており、令和2年度上半期においても、共同調達を実施する官署の増加や調達品目の拡大により、コストや事務負担の軽減を図った府省庁が見られた。

全国10の財務省財務局等を中心に、各地域における各府省庁の地方支分部局等の共同調達について取組が進められている。令和2年度上半期は、共同調達を推進するための勉強会が8地域で計8回開催された。勉強会において共同調達の成果を検証する中で、各府省庁は、更なるスケールメリットを図るための工夫や各官署での契約金額、事業者ヒアリング結果の情報共有を行うなど、府省庁を越えた連携のための議論が具体的に進められている。

⁸ 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

⁹ 「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ、最終改定25年1月29日)等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現によるコスト削減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。本報告では、一括調達を「同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うこと」、共同調達を「複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと」、両者を合わせて「共同調達等」と整理している。

なお、勉強会は、共同調達の議論とともに、地方支分部局等ごとに行われている調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者のノウハウ共有の機会としても有効である。

(ウ) 共同調達・一括調達を実施する上での課題・留意点

共同調達・一括調達（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保¹⁰、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が極めて重要である。このため、各府省庁においては、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが求められる。また、各府省庁は、共同調達等を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達等の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。検証は、共同調達の開始前のみならず、開始後においても行われ、効果を追求し続けることが重要である。コスト削減効果の検証の方法としては、共同調達による実際の契約金額と単独で調達した場合に想定される契約金額とを可能な限り比較することが考えられる。これらの検証等に資するためにも、各地域で進められている地方支分部局等の取組状況は本府省庁において把握され、効果のある方策が他の地域において共有・浸透されることが求められる（共同調達等の検証による改善例については別添8参照）。

なお、共同調達の実施・継続については、事務負担の平準化に配慮がなされることも重要である。

〈令和2年度上半期における共同調達等の改善例〉

- 法務省は、新規34件を含む733件の共同調達を実施し、令和元年度との比較が可能な197件で、計約1億2,491万円（▲10%）の削減効果があった。

※ 共同調達等の実施に関するその他の取組事例については、別添7参照

イ 電力調達・ガス調達に関する取組

電力調達に関する取組については、平成28年4月からの完全自由化を受けて、28年度調達改善計画から全府省庁共通の取組とし、各府省庁の行う電力調達は、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることを原則として推進してきている。これによって、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行する取組のほか、既に一般競争入札をしていたも

¹⁰ ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かないおそれがあることに留意を要する。

のについて競争性の向上を図る取組が進んだ。具体的には、入札情報の周知、十分な公告期間の確保、開札から供給開始までの準備期間の十分な確保により、一者応札解消・コスト削減が実現した事例が見られた。

電力需要をまとめることで競争性や経済性が高まる場合に、各府省庁は、共同調達等を検討している。建物を越えて電力需要をまとめて調達し、競争性向上やコスト削減を実現した事例が多く見られ、中には、広域に存在する庁舎等の電力需要をまとめて一括調達した事例や府省庁を越えて多数の庁舎等をまとめて共同調達した事例も見られた。

一部の府省庁では、競争性確保やコスト抑制を図りつつ、従来の基準¹¹に加えて、一定割合以上の再生可能エネルギー由来の電力の供給を求める要件を設定することで、再生可能エネルギー比率の高い電力調達を実現した取組が見られている。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、今後、他府省庁においても、競争性確保やコスト抑制に十分留意した上で、同様の取組が行われることが求められる¹²。

ガス調達についても、平成29年4月からの小売市場の完全自由化を受け、全府省庁共通の取組としたところであり、ガス小売市場への新規参入状況に地域差がある中、調達改善事例が見られている。

¹¹ 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法基本方針）」（平成31年2月8日変更閣議決定）の解説資料によると、電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等をポイント制により評価し、一定の点数を上回る者に入札参加資格を与える据切り方式を採用することとされている。

¹² 令和2年12月10日、内閣官房行政改革推進本部事務局と環境省から各府省庁に対し、競争性の確保や低廉な電力価格の実現等に留意した上で、各府省庁の施設において、令和3年度分の電力について、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施するよう要請している。

また、環境省は、再生可能エネルギー電力の調達を政府機関や地方公共団体等の公的機関に広げていけるよう、環境省のこれまでの取組を通じて得られたノウハウ等をまとめた「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」を作成・公表している。

〈令和2年度上半期における電力調達改善例〉

- 法務省は、電力の共同調達等の推進に取り組み、省全体で計約1億9,108万円の削減効果があった。十分な公告期間の確保等により、9件が一者応札解消となり、令和元年度と比較可能な6件で、約704万円（単価ベースで▲5%）の削減効果があった。また、地方ブロック単位等の共同調達の実施により、約1億8,403万円（単価ベースで▲9%）の削減効果があった。
- 環境省は、これまで施設ごとに調達していた国民公園等の6施設について、再生可能エネルギー比率30%の電力調達を実施するに当たり、まとめて一括調達とした結果、令和元年度と比較して単価ベースで約7%の削減効果があった。
また、少額のため随意契約を行っている2施設について、再生可能エネルギー比率100%の電力調達を実施するに当たり、電力オークションサービスを活用した結果、令和元年度と比較して単価ベースで約19%の削減効果があった。
- 防衛省は、151施設において再生可能エネルギー電力の調達を実施した（うち115施設は再生可能エネルギー比率30%）。実施に当たり、事業者幅広く聞き取り調査を行うなど、競争性の確保や低廉な電力価格の実現等に留意した結果、令和元年度と比較して平均単価は約0.3%低下した。

※ 電力調達・ガス調達の改善事例については、[別添7](#)参照

ウ 国庫債務負担行為の活用

各府省庁は、情報システムの調達、公共工事等について、契約の内容に応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用した複数年契約を締結している。

エ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果が見られる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。デジタル・ガバメント等の推進の中、新たな技術の活用などにより、今後一層の進捗が期待される。

〈令和2年度上半期におけるオフィス関連調達合理化に関する取組例〉

- 経済産業省は、審議会の配布資料の原則ペーパーレス化を実施し、コピー使用枚数は約72%削減（平成23年度比）となっている。
- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、16の地方支分部局等において、プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器を集約するMPS（マネージド・プリント・サービス）を導入し、MPSの導入前と比較して、累計で約12.3億円（▲58%）の削減効果があった。
- 農林水産省は、地方支分部局等16機関において、公用携帯電話の利用実績を分析し、回線数を見直し、通信量に見合った電話料金プランへの変更を行った。その結果、6機関において計約112万円（▲5%）の削減効果があった。

（4）新型コロナウイルスの状況を踏まえた対応

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、調達手続きにおける書面・押印・対面の見直しが行われている。令和2年度上半期においては、見積書や請求書等への押印を不要としたり、契約監視委員会や入札説明会等をオンラインで開催したりするなどの取組がみられた。

5 調達改善のためのマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善のためのマネジメントを強化する必要がある。

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

各府省庁は、契約ごとに、事業者の資格要件や選定方法、適正な価格、随意契約とする場合はその理由等について十分に審査を行うこととなっている。国の契約は、あくまで一般競争入札によることが原則であり、一者応札が改善されない案件についてもまずは競争性向上のための取組が求められる。

その一方で、契約監視委員会等の外部有識者からは、一者応札の案件によっては、慎重な検証を行った上で契約方式を見直し、見積根拠の精査を行うことで、より適正な価格で調達を行う可能性も検討すべきとの指摘もなされている。ただし、随意契約とした場合には、会計法令の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由を公表する必要がある¹³ことに留意を要する。

十分な審査により、調達改善の成果が得られた場合、具体的内容やそのノ

¹³ 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）

ウハウについて、各府省庁内において有効活用できるように速やかに共有するなど、適切に管理を行っていくことが重要である。

ア 一者応札等の改善に向けた審査・管理の強化

一者応札の改善については、平成 28 年度から共通的な取組に位置付けてきており、その事前・事後の審査体制は全府省庁において整備され、個別案件の特性や取組の経緯等に応じた審査が行われている。また、全ての府省庁は、一者応札改善のための審査に資するため、一者応札となった要因について把握すべく事業者アンケート等を実施し、要因分析に努めている。

ただし、一部府省庁では、一者応札の発生状況や契約金額の大きさ等を勘案すれば、重点的な審査の対象とすべき案件を審査の対象としていない事例があった。要因分析の程度については、事業者アンケートの結果等の把握に留まっているもの、要因分析を行い改善策まで検討しているもの、改善策を実行して更なる課題・改善策を検討しているものなどばらつきがある。

多くの府省庁では、重点的な審査等の対象となる一者応札案件について、個別案件ごとにその要因分析を記載した一覧を作成する取組が行われている。当該一覧を活用することで、要因分析のばらつきを把握しその是正を図ることができる。また、当該一覧に改善策や改善策を実行した結果についても記載している府省庁も見られる。

一者応札の要因分析を充実させるため、各府省庁は、外部有識者等の知見も活用して、審査の充実を図っている。例えば、契約監視委員会等の外部有識者や府省 C I O 補佐官からの指摘を次回調達に反映させ、一者応札が改善した事例が見られる。また、検討した要因分析と改善策の内容を同委員会等に報告するとともに、後日、実施した改善策とその成果を改めて同委員会等に報告する仕組みの構築を進めている府省庁も見られるなど、一者応札が複数回継続する案件の管理強化も図られている。

〈令和 2 年度上半期における審査・管理の充実例〉

- 一者応札の要因分析を記載した個別案件一覧を作成している府省庁のうち、警察庁、個人情報保護委員会、外務省、文部科学省及び国土交通省は、ウェブサイトでその一覧を公表している。
- 復興庁、財務省及び農林水産省は、過去の契約監視委員会等で審議された一者応札案件で当該審議後に再び一者応札となった案件について、改めて要因分析を行った上で同委員会等で取り上げ、今後の改善策について同委員会等の外部有識者から意見をを得るなどの取組を行っている。

イ より適正な価格での調達に向けた取組の一層の推進

各府省庁は、調達ごとに、より適正な価格での調達に向けた取組を行っ

ている。例えば、各府省庁は、大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかインターネットを利用してチェックを行っている。

事業者からの見積りに基づき調達する場合においても、見積根拠（物品価格、人件費、量など）の精査が行われている。しかしながら、そのノウハウ蓄積程度にはばらつきが見られ、今後一層費用対効果の高い調達を進めていく上で、更なるノウハウ蓄積とチェック力の向上が期待される。そのためには、ノウハウのマニュアル化や、データベースによるコスト情報の管理・共有が必要である。

〈令和2年度上半期におけるより適正な価格での調達に向けた取組例〉

- 経済産業省は、随意契約を実施する際の適正価格の確保を図るため、価格の妥当性評価チェックリストの整備や、評価結果を集約してベストプラクティスを省内共有するなどの取組を行っている。

見積根拠の精査に関する歳出改革WG委員からの指摘は別添9のとおりである。

（2）調達改善に資する研修等・人事評価への反映

各府省庁における調達改善に資する研修等の取組を見ると、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁も見られる。また、調達改善に関する知見の共有のために、内部監査の機会を活用している府省庁も見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。この点、例えば、情報システムに関しては、府省CIO補佐官等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も見られる。

令和2年度上半期においても、複数の府省庁が人事評価への反映に関する自己評価を行ったところである。調達改善の取組が不断に行われるよう、人事評価が適切に行われることが必要である。

6 今後の取組について

各府省庁は、調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ、受注可能な事業者の調査を踏まえた情報発信等の創意工夫を行い、不断に取組を強化していくことが求められる。各府省庁及び内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）は、調達の更なる改善を実現するために、以下のとおり取組を強化していくことが必要である。

（１）各府省庁における個別案件に係る審査・管理の強化

各府省庁において求められる審査・管理の強化とは、形式的な審査を何度も行うことや屋上屋を架す形で組織を増設することではなく、課題解決に向けて、真に有効な審査方法や内容を実質的に充実・強化させることである。

一者応札の改善については、個別案件ごとにその特性や取組の経緯等を踏まえて、具体的かつ真摯な審査が行われることが効果的である。複数回一者応札が継続する案件が、確実に審査に取り上げられるための管理強化も必要である。

各府省庁は、重点的な審査等の対象とすべき一者応札案件を一覧にして個別案件ごとの要因分析のばらつきを是正するなどの取組により、一者応札の要因分析の充実を図ることが求められる。要因分析は、事業者ヒアリング等の結果の把握にとどまるのではなく、改善策まで検討する必要がある。改善策の検討に当たっては、既存事業者が有利になっていないかなどの観点から、発注者として講じ得る取組についても検討することが望ましい。ノウハウの不足する発注部局が事業者ヒアリング等を実施する場合には、実施に当たっての観点を整理したガイドライン等が必要である。

また、審査の過程で得られた改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。改善策を講じて一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。そのために、少なくとも、契約監視委員会等によって得られた改善策がどのような成果を得たのか、再度同委員会等に報告することが必要である。成果を得たケースのノウハウは、府省庁内で速やかに類似案件の改善に活用でき、改善に至らなかったケースは再審査によって更なる対応につなげることができる。

各府省庁においては、調達改善の重要性に鑑みて、このような調達改善に向けた不断の取組が人事評価に適切に反映され、そのモチベーションの維持を図ることが重要である。事務局においては、引き続き、個別案件のヒアリング等を行うほか、個別案件の審査・管理の状況を確認していくことが求められる。

(2) 実践的ノウハウ等の情報共有の強化

各府省庁において、個別案件の審査等から得られた各種の知見や有効な改善策及び本府省庁や地方支分部局等のベストプラクティスについて、類似案件の改善に活用するために、地方支分部局等を含む府省庁全体への情報共有等を一層積極的に行うことが求められる。また、情報共有等を効率的・効果的に行うための方法についても検討されることが望ましい。

地方においては、財務省財務局等を中心とした共同調達に関する勉強会が開催されており、幹事の決定や仕様書の擦り合わせ、共同調達が有効な品目やその規模の検証等、引き続き、検討が重ねられている。特に、電力調達については、小規模調達をまとめて一般競争入札を実施することで競争性向上とコスト削減効果が得られることから、積極的に地方支分部局等における共同調達等の検討対象とすることが適当である。さらに、地方における勉強会が、共同調達だけをテーマにすることにとどまらない、府省庁を越えた調達改善全般に関するノウハウの共有の機会として捉えられ、一層活用されることも重要である。

事務局は、ノウハウ共有の一環として、勉強会を開催している。令和2年度は、機動的かつ効率的、効果的な情報システム整備のため、令和2年度から試行運用が開始された「情報システム調達における技術的対話」について、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室の職員等を講師として招き、全府省庁の実務担当者を対象として開催した。勉強会では、試行運用した事例の実施内容や、関与した者からの意見を紹介するなど、試行運用により得られた知見等を共有した。調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有するためには、今後も事務局が全府省庁の調達実務担当者を対象とする勉強会を開催することが有効である。

国の調達に係る契約金額(令和元年度)

別添1

(単位:億円)

合計 92,473	公共工事等 34,853		物品役務等 57,620	
	← 本省 954	地方支分部局等 33,898	本省 38,724	地方支分部局等 18,896
国土交通省 33,571	28,083		5,488	
防衛省 30,430	1,858	28,573		
農林水産省 6,154	2,110		4,045	
厚生労働省 4,418	← 53	4,365		
内閣官房等 3,205	547	2,658		
環境省 2,387	918		1,468	
財務省 2,292	134	2,158		
法務省 2,143	615		1,528	
経済産業省 1,923	← 1	1,922		
その他 5,948	総務省 1,357 警察庁 1,253 文部科学省 1,029 外務省 877	最高裁判所 372 衆議院 338 参議院 235 宮内庁 189	復興庁 113 国立国会図書館 67 人事院 40 金融庁 30	個人情報保護委員会 17 会計検査院 11 消費者庁 11 公正取引委員会 8

注1 契約金額は令和元年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く。)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 内閣官房等は、内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府をいう。以下、別添において同じ。

出典:内閣官房調査

国の調達に係る契約種別

別添2

(単位：件、億円)

府省庁名	競争契約					随意契約										合計			
	件数 (注1)		金額 (注1)			合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
															件数	金額	件数	金額	件数
内閣官房等	(平成29年度)	1,532	63%	842	50%	917	37%	854	50%	202	8%	175	10%	715	29%	679	40%	2,449	1,697
	(平成30年度)	1,554	59%	1,012	55%	1,078	41%	826	45%	335	13%	142	8%	743	28%	684	37%	2,632	1,838
	(令和元年度)	1,575	58%	875	27%	1,154	42%	2,330	73%	339	12%	530	17%	815	30%	1,800	56%	2,729	3,205
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(平成29年度)	227	69%	27	69%	104	31%	12	31%	37	11%	6	15%	67	20%	6	16%	331	39
	(平成30年度)	309	71%	43	66%	126	29%	23	34%	53	12%	12	18%	73	17%	11	16%	435	66
	(令和元年度)	289	66%	153	81%	151	34%	36	19%	52	12%	25	13%	99	23%	11	6%	440	189
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成29年度)	87	72%	4	69%	34	28%	2	31%	11	9%	0	7%	23	19%	1	24%	121	6
	(平成30年度)	84	68%	2	36%	39	32%	4	64%	18	15%	3	41%	21	17%	2	24%	123	7
	(令和元年度)	96	74%	5	67%	33	26%	3	33%	13	10%	1	17%	20	16%	1	17%	129	8
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成29年度)	1,899	66%	661	68%	962	34%	306	32%	372	13%	152	16%	590	21%	153	16%	2,861	966
	(平成30年度)	2,008	65%	585	52%	1,066	35%	530	48%	413	13%	403	36%	653	21%	127	11%	3,074	1,115
	(令和元年度)	2,255	64%	858	68%	1,296	36%	395	32%	507	14%	239	19%	789	22%	156	12%	3,551	1,253
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(平成29年度)	26	70%	6	64%	11	30%	3	36%	-	0%	-	0%	11	30%	3	36%	37	9
	(平成30年度)	29	69%	4	50%	13	31%	4	50%	2	5%	0	6%	11	26%	3	45%	42	7
	(令和元年度)	26	72%	13	78%	10	28%	4	22%	-	0%	-	0%	10	28%	4	22%	36	17
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	(平成29年度)	97	46%	19	44%	112	54%	24	56%	59	28%	20	46%	53	25%	5	10%	209	44
	(平成30年度)	77	42%	29	68%	105	58%	14	32%	52	29%	9	22%	53	29%	4	10%	182	42
	(令和元年度)	82	44%	12	40%	103	56%	18	60%	56	30%	14	48%	47	25%	4	13%	185	30
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成29年度)	72	68%	5	57%	34	32%	4	43%	7	7%	1	8%	27	25%	3	35%	106	9
	(平成30年度)	87	73%	38	88%	33	28%	5	12%	13	11%	1	1%	20	17%	4	10%	120	43
	(令和元年度)	75	71%	8	74%	31	29%	3	26%	18	17%	2	15%	13	12%	1	11%	106	11
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成29年度)	41	14%	12	10%	242	86%	107	90%	39	14%	13	11%	203	72%	94	79%	283	119
	(平成30年度)	41	16%	13	12%	209	84%	92	88%	39	16%	15	15%	170	68%	76	73%	250	105
	(令和元年度)	33	13%	11	9%	223	87%	102	91%	54	21%	17	15%	169	66%	86	76%	256	113
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成29年度)	987	55%	702	64%	812	45%	396	36%	599	33%	208	19%	213	12%	188	17%	1,799	1,098
	(平成30年度)	1,043	54%	658	64%	906	46%	376	36%	699	36%	228	22%	207	11%	148	14%	1,949	1,034
	(令和元年度)	1,108	56%	822	61%	855	44%	535	39%	645	33%	386	28%	210	11%	149	11%	1,963	1,357
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成29年度)	5,176	79%	1,124	80%	1,379	21%	285	20%	186	3%	50	4%	1,193	18%	236	17%	6,555	1,409
	(平成30年度)	5,282	79%	1,132	76%	1,417	21%	356	24%	201	3%	34	2%	1,216	18%	323	22%	6,699	1,488
	(令和元年度)	6,327	81%	1,862	87%	1,491	19%	281	13%	203	3%	43	2%	1,288	16%	238	11%	7,818	2,143
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成29年度)	297	30%	82	21%	689	70%	307	79%	172	17%	52	13%	517	52%	255	65%	986	389
	(平成30年度)	351	33%	127	24%	699	67%	405	76%	160	15%	57	11%	539	51%	348	65%	1,050	532
	(令和元年度)	366	32%	129	15%	779	68%	748	85%	169	15%	114	13%	610	53%	634	72%	1,145	877
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成29年度)	4,007	61%	925	58%	2,610	39%	675	42%	1,817	27%	191	12%	793	12%	483	30%	6,617	1,600
	(平成30年度)	3,788	59%	1,018	58%	2,610	41%	738	42%	1,828	29%	363	21%	782	12%	375	21%	6,398	1,757
	(令和元年度)	3,689	57%	1,267	55%	2,823	43%	1,025	45%	1,957	30%	615	27%	866	13%	410	18%	6,512	2,292
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189

府省庁名	競争契約						随意契約										合計		
	件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
文部科学省	(平成29年度)	461	14%	186	18%	2,922	86%	860	82%	2,502	74%	416	40%	420	12%	444	42%	3,383	1,046
	(平成30年度)	463	14%	109	11%	2,743	86%	879	89%	2,287	71%	430	43%	456	14%	449	45%	3,206	988
	(令和元年度)	495	8%	142	14%	5,918	92%	888	86%	5,430	85%	414	40%	488	8%	474	46%	6,413	1,029
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成29年度)	4,696	64%	1,285	38%	2,623	36%	2,093	62%	364	5%	157	5%	2,259	31%	1,936	57%	7,319	3,378
	(平成30年度)	4,656	65%	1,619	54%	2,527	35%	1,396	46%	401	6%	153	5%	2,126	30%	1,243	41%	7,183	3,015
	(令和元年度)	4,664	61%	1,975	45%	2,943	39%	2,443	55%	432	6%	192	4%	2,511	33%	2,251	51%	7,607	4,418
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成29年度)	9,560	82%	5,188	94%	2,122	18%	345	6%	1,059	9%	236	4%	1,063	9%	109	2%	11,682	5,534
	(平成30年度)	9,311	82%	5,309	94%	1,991	18%	360	6%	822	7%	205	4%	1,169	10%	155	3%	11,302	5,669
	(令和元年度)	9,818	84%	5,704	93%	1,858	16%	451	7%	861	7%	281	5%	997	9%	170	3%	11,676	6,154
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成29年度)	1,157	50%	913	36%	1,141	50%	1,637	64%	546	24%	1,009	40%	595	26%	628	25%	2,298	2,550
	(平成30年度)	1,075	50%	541	30%	1,059	50%	1,262	70%	700	33%	921	51%	359	17%	342	19%	2,134	1,803
	(令和元年度)	1,066	54%	519	27%	899	46%	1,404	73%	510	26%	879	46%	389	20%	525	27%	1,965	1,923
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成29年度)	31,997	75%	25,224	87%	10,631	25%	3,928	13%	5,501	13%	2,054	7%	5,130	12%	1,873	6%	42,628	29,151
	(平成30年度)	31,810	75%	24,054	84%	10,789	25%	4,463	16%	5,412	13%	1,959	7%	5,377	13%	2,504	9%	42,599	28,517
	(令和元年度)	34,065	75%	28,707	86%	11,171	25%	4,865	14%	5,881	13%	2,798	8%	5,290	12%	2,067	6%	45,236	33,571
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成29年度)	1,872	61%	3,623	71%	1,219	39%	1,488	29%	402	13%	927	18%	817	26%	561	11%	3,091	5,111
	(平成30年度)	1,687	58%	4,100	71%	1,231	42%	1,702	29%	417	14%	400	7%	814	28%	1,302	22%	2,918	5,802
	(令和元年度)	1,818	59%	1,277	54%	1,243	41%	1,109	46%	402	13%	412	17%	841	27%	698	29%	3,061	2,387
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成29年度)	18,516	43%	5,533	19%	24,099	57%	23,250	81%	13,639	32%	8,198	28%	10,460	25%	15,051	52%	42,615	28,782
	(平成30年度)	27,007	52%	5,852	22%	25,156	48%	21,340	78%	13,541	26%	7,207	27%	11,615	22%	14,134	52%	52,163	27,193
	(令和元年度)	18,180	45%	4,756	16%	21,968	55%	25,674	84%	11,409	28%	7,239	24%	10,559	26%	18,436	61%	40,148	30,430
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成29年度)	1,805	63%	378	68%	1,071	37%	176	32%	193	7%	40	7%	878	31%	136	25%	2,876	553
	(平成30年度)	1,772	62%	449	74%	1,078	38%	156	26%	205	7%	39	6%	873	31%	117	19%	2,850	605
	(令和元年度)	1,758	61%	823	77%	1,105	39%	240	23%	227	8%	64	6%	878	31%	176	17%	2,863	1,063
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成29年度)	84,486	61%	46,739	56%	53,734	39%	36,748	44%	27,707	20%	13,906	17%	26,027	19%	22,845	27%	138,246	83,490
	(平成30年度)	92,434	63%	46,694	57%	54,875	37%	34,931	43%	27,598	19%	12,580	15%	27,277	19%	22,350	27%	147,309	81,624
	(令和元年度)	87,785	61%	49,918	54%	56,054	39%	42,555	46%	29,165	20%	14,264	15%	26,889	19%	28,290	31%	143,839	92,473
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

国の調達に係る応札状況

別添3

(単位：件、億円)

府省庁名	一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 (A+C) / (B+D)		全契約に占める 一者応札割合 (A+C) / (E)		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
内閣官房等	(平成29年度)	484	224	844	564	1,328	788	36%	28%	43	10	161	44	204	54	21%	18%	34%	28%	22%	14%	2,449	1,697
	(平成30年度)	568	290	803	662	1,371	952	41%	30%	31	9	152	51	183	60	17%	15%	39%	30%	23%	16%	2,632	1,838
	(令和元年度)	609	279	786	548	1,395	828	44%	34%	35	12	145	36	180	47	19%	24%	41%	33%	24%	9%	2,729	3,205
宮内庁	(平成29年度)	26	2	131	18	157	20	17%	9%	-	-	70	7	70	7	0%	0%	11%	7%	8%	5%	331	39
	(平成30年度)	30	3	194	25	224	28	13%	10%	-	-	85	16	85	16	0%	0%	10%	6%	7%	4%	435	66
	(令和元年度)	34	4	179	102	213	106	16%	3%	-	-	76	47	76	47	0%	0%	12%	2%	8%	2%	440	189
公正取引委員会	(平成29年度)	23	2	64	2	87	4	26%	56%	-	-	-	-	-	-	-	-	26%	56%	19%	38%	121	6
	(平成30年度)	10	0	74	2	84	2	12%	13%	-	-	-	-	-	-	-	-	12%	13%	8%	5%	123	7
	(令和元年度)	15	1	81	5	96	5	16%	10%	-	-	-	-	-	-	-	-	16%	10%	12%	7%	129	8
警察庁	(平成29年度)	510	302	1,312	346	1,822	647	28%	47%	3	0	76	13	79	14	4%	4%	27%	46%	18%	31%	2,861	966
	(平成30年度)	524	266	1,370	285	1,894	551	28%	48%	3	10	111	23	114	34	3%	31%	26%	47%	17%	25%	3,074	1,115
	(令和元年度)	628	396	1,527	438	2,155	835	29%	48%	3	0	97	24	100	24	3%	0%	28%	46%	18%	32%	3,551	1,253
個人情報保護委員会	(平成29年度)	8	2	18	4	26	6	31%	28%	-	-	-	-	-	-	-	-	31%	28%	22%	18%	37	9
	(平成30年度)	14	2	15	1	29	4	48%	59%	-	-	-	-	-	-	-	-	48%	59%	33%	29%	42	7
	(令和元年度)	9	10	17	3	26	13	35%	79%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	79%	25%	61%	36	17
金融庁	(平成29年度)	28	9	69	10	97	19	29%	48%	-	-	-	-	-	-	-	-	29%	48%	13%	21%	209	44
	(平成30年度)	30	25	47	4	77	29	39%	87%	-	-	-	-	-	-	-	-	39%	87%	16%	59%	182	42
	(令和元年度)	28	2	54	10	82	12	34%	19%	-	-	-	-	-	-	-	-	34%	19%	15%	7%	185	30
消費者庁	(平成29年度)	17	2	55	4	72	5	24%	30%	-	-	-	-	-	-	-	-	24%	30%	16%	17%	106	9
	(平成30年度)	25	5	62	33	87	38	29%	13%	-	-	-	-	-	-	-	-	29%	13%	21%	11%	120	43
	(令和元年度)	19	2	56	6	75	8	25%	24%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	24%	18%	18%	106	11
復興庁	(平成29年度)	11	5	30	7	41	12	27%	41%	-	-	-	-	-	-	-	-	27%	41%	4%	4%	283	119
	(平成30年度)	10	6	31	7	41	13	24%	45%	-	-	-	-	-	-	-	-	24%	45%	4%	6%	250	105
	(令和元年度)	7	1	26	10	33	11	21%	10%	-	-	-	-	-	-	-	-	21%	10%	3%	1%	256	113
総務省	(平成29年度)	367	533	620	169	987	702	37%	76%	-	-	-	-	-	-	-	-	37%	76%	20%	49%	1,799	1,098
	(平成30年度)	437	453	606	205	1,043	658	42%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	42%	69%	22%	44%	1,949	1,034
	(令和元年度)	580	564	528	258	1,108	822	52%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	52%	69%	30%	42%	1,963	1,357
法務省	(平成29年度)	846	416	4,323	705	5,169	1,122	16%	37%	-	-	7	2	7	2	0%	0%	16%	37%	13%	30%	6,555	1,409
	(平成30年度)	822	669	4,447	461	5,269	1,130	16%	59%	-	-	13	2	13	2	0%	0%	16%	59%	12%	45%	6,699	1,488
	(令和元年度)	1,170	893	5,153	968	6,323	1,861	19%	48%	-	-	4	1	4	1	0%	0%	18%	48%	15%	42%	7,818	2,143
外務省	(平成29年度)	98	36	175	21	273	58	36%	63%	-	-	24	25	24	25	0%	0%	33%	44%	10%	9%	986	389
	(平成30年度)	117	85	202	34	319	118	37%	72%	9	0	23	8	32	9	28%	6%	36%	67%	12%	16%	1,050	532
	(令和元年度)	136	86	201	27	337	113	40%	76%	12	6	17	10	29	16	41%	40%	40%	72%	13%	10%	1,145	877
財務省	(平成29年度)	744	417	3,263	508	4,007	925	19%	45%	-	-	-	-	-	-	-	-	19%	45%	11%	26%	6,617	1,600
	(平成30年度)	766	578	3,022	441	3,788	1,018	20%	57%	-	-	-	-	-	-	-	-	20%	57%	12%	33%	6,398	1,757
	(令和元年度)	919	731	2,770	536	3,689	1,267	25%	58%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	58%	14%	32%	6,512	2,292
文科科学省	(平成29年度)	216	56	245	130	461	186	47%	30%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	30%	6%	5%	3,383	1,046
	(平成30年度)	229	40	234	69	463	109	49%	36%	-	-	-	-	-	-	-	-	49%	36%	7%	4%	3,206	988
	(令和元年度)	259	74	236	68	495	142	52%	52%	-	-	-	-	-	-	-	-	52%	52%	4%	7%	6,413	1,029
厚生労働省	(平成29年度)	1,587	739	3,109	546	4,696	1,285	34%	58%	-	-	-	-	-	-	-	-	34%	58%	22%	22%	7,319	3,378
	(平成30年度)	1,558	1,219	3,098	401	4,656	1,619	33%	75%	-	-	-	-	-	-	-	-	33%	75%	22%	40%	7,183	3,015
	(令和元年度)	1,791	1,523	2,873	452	4,664	1,975	38%	77%	-	-	-	-	-	-	-	-	38%	77%	24%	34%	7,607	4,418

府省庁名	一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / (B+D))		全契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / (B+E))		全契約 (E)		
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
農林水産省	(平成29年度)	2,630	619	5,957	2,389	8,587	3,008	31%	21%	1	11	972	2,169	973	2,180	0%	1%	28%	12%	23%	11%	11,682	5,534
	(平成30年度)	2,943	813	5,787	2,377	8,730	3,190	34%	25%	1	0	580	2,118	581	2,119	0%	0%	32%	15%	26%	14%	11,302	5,669
	(令和元年度)	3,468	961	5,892	2,788	9,360	3,749	37%	26%	2	0	456	1,954	458	1,955	0%	0%	35%	17%	30%	16%	11,676	6,154
経済産業省	(平成29年度)	295	718	862	195	1,157	913	25%	79%	-	-	-	-	-	-	-	-	25%	79%	13%	28%	2,298	2,550
	(平成30年度)	307	193	768	348	1,075	541	29%	36%	-	-	-	-	-	-	-	-	29%	36%	14%	11%	2,134	1,803
	(令和元年度)	387	338	679	181	1,066	519	36%	65%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	65%	20%	18%	1,965	1,923
国土交通省	(平成29年度)	9,691	5,180	15,136	18,308	24,827	23,488	39%	22%	435	184	6,735	1,552	7,170	1,736	6%	11%	32%	21%	24%	18%	42,628	29,151
	(平成30年度)	10,273	5,643	14,793	16,673	25,066	22,316	41%	25%	437	126	6,307	1,612	6,744	1,738	6%	7%	34%	24%	25%	20%	42,599	28,517
	(令和元年度)	11,559	7,220	15,061	18,891	26,620	26,111	43%	28%	624	359	6,821	2,237	7,445	2,596	8%	14%	36%	26%	27%	23%	45,236	33,571
環境省	(平成29年度)	1,001	795	817	2,822	1,818	3,617	55%	22%	22	3	32	2	54	6	41%	62%	55%	22%	33%	16%	3,091	5,111
	(平成30年度)	961	1,068	676	3,029	1,637	4,097	59%	26%	21	2	29	1	50	4	42%	60%	58%	26%	34%	18%	2,918	5,802
	(令和元年度)	1,131	728	638	545	1,769	1,273	64%	57%	23	3	26	2	49	5	47%	55%	63%	57%	38%	31%	3,061	2,387
防衛省	(平成29年度)	5,082	1,654	12,427	3,664	17,509	5,318	29%	31%	-	-	1,007	214	1,007	214	0%	0%	27%	30%	12%	6%	42,615	28,782
	(平成30年度)	6,881	1,426	19,029	4,227	25,910	5,652	27%	25%	1	0	1,096	200	1,097	200	0%	0%	25%	24%	13%	5%	52,163	27,193
	(令和元年度)	5,305	1,344	12,032	3,237	17,337	4,582	31%	29%	3	2	840	173	843	174	0%	1%	29%	28%	13%	4%	40,148	30,430
その他 (注2)	(平成29年度)	437	136	1,350	240	1,787	376	24%	36%	-	-	18	2	18	2	0%	0%	24%	36%	15%	25%	2,876	553
	(平成30年度)	455	136	1,300	312	1,755	448	26%	30%	-	-	17	1	17	1	0%	0%	26%	30%	16%	22%	2,850	605
	(令和元年度)	527	611	1,216	211	1,743	821	30%	74%	-	-	15	2	15	2	0%	0%	30%	74%	18%	57%	2,863	1,063
合 計	(平成29年度)	24,101	11,848	50,807	30,652	74,908	42,500	32%	28%	504	209	9,102	4,030	9,606	4,239	5%	5%	29%	26%	18%	14%	138,246	83,490
	(平成30年度)	26,960	12,918	56,558	29,595	83,518	42,512	32%	30%	503	149	8,413	4,033	8,916	4,181	6%	4%	30%	28%	19%	16%	147,309	81,624
	(令和元年度)	28,581	15,769	50,005	29,283	78,586	45,052	36%	35%	702	381	8,497	4,485	9,199	4,866	8%	8%	33%	32%	20%	17%	143,839	92,473

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：内閣官房調査

受注可能な事業者の調査・情報発信の充実による一者応札解消事例

受注可能な事業者の調査の充实事例

○全省庁統一の入札参加資格の申請方法の紹介も併せた調査

- ・前年度受注事業者が受注不可能となったため、受注可能な事業者を調査し、入札参加に必要な全省庁統一資格を有していない場合は、当該資格の申請方法を紹介。

○参加者要件の見直しに関する調査

- ・前年度の入札執行直後に、参加者要件を満たさなかった事業者等に対し意見聴取を実施し、当該参加者要件を見直した仕様書を作成し、公告後、それら事業者に公表済みの入札情報を提供。

○インターネットを利用した市場調査

- ・開札日の約2ヶ月前（公告日の約1ヶ月前）に、業界団体のウェブサイトから受注可能な事業者のリストを入手し、当該事業者に対して過去に実施済みの業務内容の概略を説明し、興味を示した事業者に対しては、昨年度の入札仕様書の送付・全省庁統一資格の説明を実施。

○自他府省庁、地方自治体等の受注事業者(下請事業者も含む。)の調査

- ・類似業務における下請事業者や、意見招請の際の仕様書（案）を配布した事業者等を把握し、公表済みの入札情報をそれら事業者を含め積極的に周知。
- ・他府省庁での類似案件の受注事業者を把握し、受注可能な事業者を調査。
- ・自府省庁の過去の受注事業者を把握し、当該事業者に対し見積書の作成等を依頼し、複数者応札の見込みを立てる。
- ・過去受注実績のある事業者、業務場所周辺の地方自治体での類似案件の受注事業者を把握し、公告後、それら事業者に公表済みの入札情報を説明。
- ・公告後、自府省庁の過去の受注事業者に対し、公表済みの入札情報を説明し、複数者応札の見込みを立てる。

情報発信の充实事例

○発注予定の公表

- ・発注予定を公表し、公告前から、潜在的に入札可能な事業者に対し、当該予定を周知。

○仕様書の明確化・充実など情報発信内容の充実

- ・新規事業者が過度に業務内容を拡大解釈しないように必要な作業・運用が明確になるよう、各種ガイドラインの記載を拡充。
- ・前回の成果物等が掲載されているウェブサイトURLを仕様書に記載。

○公告後の情報発信の充実

- ・入札説明会の実施に加え、公告期間中に、受注実績のある事業者に、公表済みの入札情報を連絡。
- ・入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領している者が一者の場合には、受注可能な事業者に公表済みの入札情報を案内。
- ・入札説明会において過年度の業務内容を含めて説明し、過去の受注者等の特定の事業者が有利にならないよう配慮。

情報システム調達改善(一者応札解消等)に成果のあった取組事例

【一般競争入札方式の場合】

発注情報の積極的発信等

- 過去受注実績のある事業者及び下請事業者、「資料提供招請や意見招請」に参加した実績のある事業者を把握。入札情報はそれら事業者を含め積極的に周知。
- 入札説明会を実施し、事業者の質問等に応じ、仕様書に書ききれない詳細事項について具体的に説明。
- 公告の前倒し、十分な公告期間・履行期間の確保。
- 仕様書とは別に、システムの概要や業務量を分かりやすく把握できる資料を公開。
- セキュリティに配慮した上で現行情報システムのプログラムを公開。

民間事業者からの意見等の収集・反映

- 意見招請を実施した際、事業者からあった質問や確認部分について、明確に分かるよう仕様書を修正。
- 仕様書を手にしたが入札参加しなかった事業者(例えば、政府電子調達システム(GEPS)で仕様書をダウンロードした事業者の把握が可能)から、不参加理由を聴取し、仕様書の改善に反映。

参加者要件・調達単位の工夫

- 常駐技術者資格として、一定の資格と実務経験の両方を求めるのではなく、いずれかを求めるものに変更したり、事業者や責任者に対して求める実績要件を変更。
- システム調達仕様書作成支援業務の資格要件からISO9001認証取得要件を削除。
- 小規模事業者を含めた複数の事業者による競争が期待できるような規模に調達単位を設定。

ソフトウェアとハードウェアのオープン化

- セキュリティを確保した上で、ソフトウェアとハードウェアを別の事業者から調達するようにした結果、ハードウェアの調達において、複数者応札となりコスト削減を実現。
- ハードウェア提供事業者とプログラム開発事業者が異なる場合に情報システムの支障が生じた場合の責任の明確化や協議のための調整を発注者が実施。その旨入札説明会で明示。
- ソフトウェアの著作権が発注者側に帰属する仕様書の作成。

【随意契約の場合】

- ハードウェアの更改時に、調達コストや情報システムの安定性などを総合的に検討した結果、再リース契約することでコスト削減を実施。
- 見積精査に当たっては、調達コストに関する蓄積されたデータを活用。
- 府省CIO補佐官の助言を得て、機器更改時に、サーバの集約・統合を行うことで運用経費を削減。

複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策 (歳出改革WG委員の指摘)

●複数回一者応札

分類	指摘内容
調達スケジュールの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期間・時期を平準化するために、調達スケジュールの調整を行う。
受注可能な事業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな事業者が新規参入可能なのか調査する。
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。
業務内容の開示・引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務(研究・調査を含む。)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。 ・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行事業者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。 ・システムの運用・保守については、引継ぎが円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮した上で可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに見直す。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検証する。
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。 ・一者応札が続く契約事業者が、過去その業務を行うために設立されたような法人である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。
発注単位(地域)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。 ・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を検討する。 ・情報システムに関しては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能事業者がないのかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの見積根拠を精査する際には、企業へ工数逓減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意

各府省庁における調達改善の主な取組（令和2年度上半期）

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 調達予定案件の事前公表、公表・公告期間の30日以上の確保等を行った結果、令和元年度に一者応札で、令和2年度上半期も継続案件となった153件のうち、46件が複数者応札となった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 入札不参加事業者に対して実施したヒアリングの結果等を踏まえ、履行期間や入札公告期間の確保に努めた結果、入札を実施した16件のうち15件（令和元年度一者応札であった1件を含む。）が複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 業界事情や調達案件の特殊性について事業者から積極的に情報収集を行い受注可能な事業者を把握した上で、仕様の見直し、入札スケジュールの調整や当該事業者への情報発信等を行った結果、本庁で5件、地方で67件の一者応札が解消した。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては181件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を12官署において実施するとともに、事業者への聞き取りを41官署において実施した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札となった7件を対象として入札説明会等に参加した事業者の開札後に意見聴取を実施し、一者応札の原因分析の実施と対応策の検討を行い、その内容を公表した。</p> <p>○ 全ての一者応札案件について、審査を行い、調達種別ごとにセルフチェックリストをデータベース化し共有した。</p> <p>○ 事業者の準備期間を確保して競争性を向上させるため、総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、30日以上の公告期間の確保の有無を事前に確認した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 情報システム更改等に関する調達について、参入の可能性があると思込んだ事業者に対し、仕様書に関する意見聴取を実施したところ、システム開発手法やクラウドサービスの利用等の具体的な意見が得られたため、仕様書の見直しを行った。その結果、複数者応札となり、新規事業者との契約締結に至った。</p> <p>○ 契約監視委員会で改善策を提案された一者応札案件について、講じた措置と改善事例を同委員会に報告した。同委員会の提案を受けて改善策を実施した2件について、一者応札が解消した。</p> <p>○ 令和元年度における一者応札案件の要因に関する分析結果を契約監視委員会の審議資料に付記し、同資料を公表した。</p>

<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度に一者応札で、令和2年度も継続案件となった9件について、入札公告開始時期等の前倒し、競争参加資格等級の拡充による入札参加条件の緩和を行い、4件が複数者応札となった。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度に一者応札で、令和2年度も継続案件となった4件について、調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において改善策の審査を行い、1件が複数者応札となった。 ○ 令和元年度に一者応札となった案件について、仕様書を取得したものの入札に参加しなかった事業者等に対して、ヒアリングを実施し、今後の一者応札の改善策を検討した結果、仕様内容の見直しや公告期間の延長等を実施した。
<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札の予定価格1,500万円以上の総合評価落札方式案件と、企画競争及び公募の案件は公告期間20日間以上の確保に努めるとともに、令和元年度一者応札又は一者応募であった案件については、30日間以上の公告期間の確保に努めた。30日間以上の公告期間を確保した52件のうち11件が複数者応札となった。 ○ 入札説明書入手したが入札に参加しなかった者に対して、アンケート等を通じて、その理由を把握し、次回調達の参考として活用した。
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格1,000万円以上の一者応札案件の要因分析について、本省が作成した統一的な様式に従って要因分析を行うよう、地方支分部局等へ通知した。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札・応募となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、24件において、複数者応札となった。 ○ 省内で統一かつ効果的に一者応札・応募改善の取組を実施するため、「一者応札・応募の改善チェックリスト」を導入した。 ○ 新規事業者の発掘のため、前年度に引き続き同様の調達を予定している案件について、調達実施予定時期、前年度の契約額等を一覧にしてウェブサイトで公表した。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約毎に、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施した結果、118件について一者応札が解消した。 ○ 入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を同委員会へ報告した。

【文部科学省】

- 一般競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」によるチェックを実施した。また、内部監査組織において、同チェックリストの事前確認を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査又はヒアリングを実施し、改善に向けた要因分析を行った。
- 物品・役務等契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析及び対応策をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する取組を行った。

【厚生労働省】

- 本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の一般競争入札案件に対して外部有識者を含む審査を行っており、令和元年度一者応札であった案件のうち 30 件（本省分 22 件、本省以外の部局分 8 件）が複数者応札となり、約 4 億 1,200 万円（本省分約 3 億 1,100 万円（▲25%）、本省以外の部局分約 1 億 100 万円（▲28%））の削減効果があった。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 526 件、本省以外の部局分 560 件）から抽出された案件（本省分 9 件、本省以外の部局分 12 件）を対象に調達後の審議を実施した。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 69,384 者に対し 181 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件 538 件について、入札要件や仕様書等の審査を実施し、前回の改善策が反映されているかの確認等を行った。その結果、131 件が複数者応札（応募）となり、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、一者応札（応募）となった 391 件について、入札に参加しなかった者へのアンケートを実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者により構成される入札等監視委員会において、一者応札（応募）となった案件 160 件について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や公正性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容として「一般競争入札における一者応札問題の改善策」（平成24年度に策定し、適宜改訂。）を活用することで、23年度には42%だった一者応札比率は令和2年度上半期には29%となった。
- 令和元年度に一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した84件のうち、36件が複数者応札となった。また、令和元年度に第三者チェックを受け、かつ、令和2年度上半期も事業を実施した18件のうち、5件が複数者応札となった。
- 令和2年度の年間発注予定表を本省のウェブサイトに掲載した（令和2年2月、6月、8月にそれぞれアップデート。）。

【国土交通省】

- 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底し、特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど調達内容に応じた取組の強化に努めた。特に複数年度一者応札が続いている案件については、事業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努めた結果、99件について一者応札が解消し、そのうち令和元年度と比較可能な案件で計約0.24億円（▲1%）の削減効果があった。

【環境省】

- 令和2年4月1日以降の契約において「一者応札」、「落札率が極端な高さ（95%以上）」、「契約金額1,000万円以上」であった案件について、入札公告に当たって、一者応札改善のための契約前自己チェックを実施した。契約前自己チェックの結果、競争入札を行い、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、省内に共有した。
- 一者応札となった案件については、事業者へのアンケート調査を実施し、結果等を分析し、一者応札の原因等の把握に努めた。
- 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定や公告期間等の改善等を行った結果、本省において、令和元年度一者応札であった案件のうち28件が複数者応札となり、計約19,530万円（▲28%）の削減効果があった。同様の取組により、地方支分部局等において、令和元年度一者応札であった案件のうち14件が複数者応札となり、計約8,965万円（▲27%）の削減効果があった。

【防衛省】

- 防衛省のウェブサイトに加え、近隣の商工会議所や市役所等のウェブサイトへのリンクを貼って、調達情報を発信した。

2. 電力調達・ガス調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ ガス調達において、過去に入札を辞退した事業者へのヒアリングを行うなど、入札参加機会の確保に努め、1件の一般競争入札で複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方の電力調達について、新たに6官署において複数の庁舎をまとめて入札を行った。また、新たに3官署において一般競争入札への移行を実施した。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 調達要求部局は、入札参加事業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、入札関連情報の周知を積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 本省庁において、電力調達2件及びガス調達2件について一般競争入札を実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、電力調達130件及びガス調達106件について一般競争入札又は見積合わせを実施した。</p> <p>○ 庁舎毎に行っていた電力調達3件について、一括調達を実施した。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 従来、随意契約だった電力調達を一般競争入札に移行することで、競争性を高め、調達コストの削減を図った。これにより、単価ベースで約27%の効果が確認された案件があった。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 令和元年度は随意契約であった8件の電力調達について、一般競争入札を実施し、うち5件は複数者応札となった</p> <p>○ 令和元年度は随意契約であった1件のガス調達について、一般競争入札を実施し、複数者応札となった。</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>○ 電力調達について、新たに2官署において一般競争入札による調達を行い、令和元年度と比較して約5万円（単価ベースで▲5%）の削減効果があった。そのほか、3官署において、これまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて一括調達し、令和元年度と比較して約103万円（単価ベースで▲10%）の削減効果があった。</p>

【国土交通省】

- 5件の電力調達について、一般競争入札へ移行した（一般競争入札全体の件数：電力403件、ガス8件）。

【防衛省】

- 一部の官署において、高圧区分の電力調達に当たり、電力事業者の落札から供給開始までの準備期間を十分に確保するため、入札時期を前倒しした結果、複数者応札となり、前年度と比較して約3%単価が縮減した。

3. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特殊かつ専門性が高い経費にかかる随意契約4件について、見積根拠の精査を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約14億7,819万円（▲7%）の削減効果があった。○ 複数年にわたり同一事業者による一者応札が継続し、一者応札の改善の取組を実施しても改善が見込めない案件について、調達アドバイザー等の意見も踏まえて慎重に検討の上、新たに2件を公募による随意契約に切り替えた。見積根拠の精査により788万円（当初提示額の▲5%）の削減効果があった。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 物品購入（5件）、印刷製本（12件）及び役務（1件）についてオープンカウンター方式を実施した。これら全ての案件には、複数者が参加し、1件当たりの参加者は平均約13者で、令和元年度の平均約7者を上回った。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募を実施した警察装備用品の随意契約について、見積根拠の精査を実施した結果、9案件において契約金額が当初提示額より削減された。○ 地方支部部局全119官署のうち105官署において、オープンカウンター方式を計696件実施した。
<p>【個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約14件について、契約の適否等に関する調達前の審査を実施した。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募の結果一者応募だった案件33件について、見積根拠の精査を実施した。また、見積根拠の精査に必要な要素を集約したチェックシートを作成した。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 情報システム関連の全ての随意契約について、府省CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。○ 随意契約14件について見積根拠の精査を行い、9件について当初提示額と比較して約2,856万円（▲13%）の削減効果があった。

<p>【復興庁】</p> <p>○ 毎月定期的に購入する消耗品等について、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、調達担当部局から合議を受けた会計課が随意契約の要件を満たしているか審査を行い、要件を満たしたもののみ実施した。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な7件で、計約88万円(▲17%)の削減効果があった。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 複数年にわたり企画競争で調達していた1件について、価格や技術力の競争性を図るため、総合評価落札方式に移行して調達を実施した。</p> <p>○ 新たに3件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件について、電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施した(本省庁43件、地方支分部局360件)。</p> <p>○ 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った(本省庁11品目、地方支分部局170品目)。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 複数年にわたり一者応札(応募)となっている案件のうち、今後も特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件について、物品・役務等契約監視委員会に諮り、随意契約事前確認公募に移行する取組を実施している。令和2年度は、7件について、同公募を実施し、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。見積根拠の精査により、計約1,509万円(▲1%)の削減効果があった。また、同公募を実施した案件について、公募期間以外でも新規参入希望者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。</p>

【厚生労働省】

- 58 の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、令和元年度の随意契約案件（237 件）について、随意契約見直しのための指導を行った。
- 外部有識者を含む公共調達委員会での審査を経て、複数年度にわたり一者応札（応募）となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ると検証された 20 件（本省分）については、見積根拠の精査を行った上で、随意契約を締結した。見積根拠の精査を行った結果、計約 1,900 万円（▲2%）の削減効果があった。

【農林水産省】

- 少額随意契約による調達案件 168 件について、オープンカウンター方式を実施した。また、予定価格が少額で随意契約が可能とされている調達案件のうち、517 件について一般競争入札を実施した。これらの取組により、競争性、公平性等の向上が図られた。

【経済産業省】

- 実施手続をまとめた会計課調達に基づき、公募（入札可能性調査）を実施し、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された 62 件について、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。
- 競争性と公平性の確保を図る観点から、少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を 268 件実施した。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。一方、競争性のある契約へ移行した事例については取りまとめて省内で共有し、他の案件が競争性のある契約へ移行を検討する際の参考情報とした。
- オープンカウンター方式にて、3,222 件、約 9.4 億円の契約を行った。

【防衛省】

- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイトで常続的に公示している。
- 新たに 2 官署が、オープンカウンター方式による調達を実施した。

4. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 地方支分部局において、事務用消耗品等の共同調達を実施し、令和元年度と同品目（407品目）のうち162品目について、単価が引き下げられた。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 令和2年度におけるコピー用紙の調達に当たり、新たに1地方事務所において、同じ地域に所在する他省庁の地方支分部局との間で共同調達を開始した。これにより、全ての地方事務所・支所において共同調達を実施できるようになった。</p> <p>○ また、当該共同調達により、同地方事務所におけるコピー用紙の調達について、令和元年度と比較して、1箱当たりの単価がA4サイズ用紙で平均約6%、A3サイズ用紙で平均約10%削減された。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方支分部局70官署において、513件（延べ数）の共同調達を実施した。これにより、業務の合理化が図られた。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価が削減された。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、8財務局において共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を8回開催した。</p> <p>○ 電力の共同調達の範囲等の検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等を7財務局で実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、57品目について、共同調達を実施した。</p> <p>○ 本省庁で9品目、地方支分部局で150品目を新たに一括調達の対象品目に追加した。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった9類型を対象に実施した。</p> <p>○ 共同調達・一括調達開始の前年度と比較可能なものについて、約7万円（単価ベースで▲16%ほか）の削減効果があった。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 共同調達の実施により、事務用消耗品等について単価の削減（▲約20%ほか）が確認された。</p>

【経済産業省】

- 本省（外局含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の10品目において共同調達を実施した。その結果、事務用消耗品の契約単価（平均）は▲約34%（共同調達実施前の平成20年度と比較）となった。
- 全ての地方支分局において共同調達を実施している。地方支分局における共同調達品目の総数（延べ）は49品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は181官署となった。

【国土交通省】

- 共同調達については、国土地理院にて新たに配送の共同調達を導入し、その他部局においても、品目（施設・設備の維持管理・保守等）の拡大を行い、本省及び地方支分部局等（43部局）にて実施した。一括調達については、大阪管区气象台にて新たにトナーの一括調達を導入し、その他部局においても、品目（書籍の購入、施設・設備の維持管理・保守等）の拡大を行い、本省及び地方支分部局等（56部局）にて実施した。

【防衛省】

- 本省において、事務用消耗品4品目を新たに対象品目とするなど、一括調達の拡大を図った。

5. その他

<p>【宮内庁】</p> <p>○ 光熱水料のクレジットカード決済拡大のため、処理の支障のない範囲で拡大が可能か検討している。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 警察庁で実施している調達改善に向けた取組を警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 会計業務に関する理解促進を図るため、会計担当職員への研修を実施している。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ システム案件、事務機器借入等 20 件について国庫債務負担行為を活用した。</p> <p>○ 契約書案、仕様書等を電子調達システムにて公表することで透明性を図ったほか、一般競争入札等における新規参入を促した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ クレジットカード決済を導入している18部局全てにおいて、クレジットカードの複数年利用を行い、事務の効率化を図ることができた。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」をウェブサイトで公表し、契約の公平性、透明性、競争性の向上に努めた。</p> <p>○ メールマガジンの活用により、企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図った。</p> <p>○ 両面印刷・集約印刷の促進について毎月省内にメールで周知することで、コピー用紙購入量を令和元年度と比較して約 40%削減した。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 調達担当職員の意識・能力の向上を図るため、令和2年7月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修（eラーニング）を実施した。</p>

【経済産業省】

- 時期に応じた予算執行上の注意事項や有用な情報を提供するために、職員向けメールマガジンの配信を実施しており、一者応札改善のベストプラクティスの紹介、調達改善計画の自己評価等についても周知した。
- 一定規模以上の情報システムの調達について、府省CIO補佐官や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映させた。
- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引（クレジットカード決済）による調達を144件実施し、定価と比べて平均で約15%の削減効果があった。

【環境省】

- 予定価格の設定に際して、市場価格、過去に調達した類似案件等の情報を収集し、また、情報システム調達においては、府省CIO補佐官からの助言を活用した。

【防衛省】

- 戦闘機（F-15）の機体構成品の修理について、7箇年度にわたる長期契約を締結し、約56億円（▲18%）の削減効果があった。

共同調達等の検証による改善例

① 発注の一括化【中央・一括調達】

警察庁は、全国に所在する複数官署で使用するDNA試薬について、管区ごとに一括調達していたが、所管する区域が業者の営業範囲を超える場合に、単価が上昇することが判明した。そこで、配送コストを含めた当該物品の単価、業者の営業範囲等を検証したところ、全国分をまとめて発注した場合の方がコスト抑制につながる可能性が高いことを確認し、警察庁本庁での一括調達に移行した。

② 納品先の集約化【地方・一括調達】

厚生労働省は、長崎県に所在する複数官署（離島に所在する署所を含む。）のPPC用紙を一括調達する際に、PPC用紙の納入業者から直接各官署へ納品させるとPPC用紙の納入業者の配送コストが高額となるため、納品先を幹事官署の貨物輸送業務の契約相手方の倉庫とし、PPC用紙の各官署への納品を貨物輸送業務の一部として同業務の単価で実施することにより、PPC用紙の契約単価の上昇を抑制した。

③ 発注単位（地域）の見直し【地方・共同調達】

北陸地区（富山、石川、福井各県）に所在する地方支分部局で実施していた灯油の共同調達については、納品先が幹事官署所在地に限定されていたため、遠隔地に所在する出先事務所等にとっては運搬方法等が負担となっていた。灯油の共同調達に係る参加官署が増加したことを契機に、広域にわたっていた共同調達の範囲を県単位に変更し、業者から各参加官署へ直接納品することに変更して、上記負担を解消した。契約単価は低減した。

④ 発注単位（内容）の見直し【地方・一括調達】

法務省は、四国地区に所在する4庁舎の電力について、契約監視会議の外部有識者からの指摘を踏まえ、夜間需要の多寡等の電力消費の特性に応じて調達単位を見直した結果、分割したそれぞれの契約において複数者応札を実現した。契約単価は低減した。

※ 『平成28年度調達改善の取組に関する点検結果』の図表4及び 『平成30年度調達改善の取組に関する点検結果』の〈平成30年度における電力調達・ガス調達の改善例〉より

令和元年度調達改善実務者向け勉強会
「随意契約による場合の見積根拠の精査」における歳出改革WG委員の主な意見

- 随意契約による場合に、より適正な価格での調達とするため実施される見積根拠の精査において、役務契約の場合は、詳細な作業項目ごとに細分化された粒度の細かい見積りを事業者からもらうことが有効である。また、精査に当たって、精査の観点等を整理したチェックリストを整備することは、取組の公正性の確保に加えて、担当者による精査のばらつきを抑える上でも有効と考えられる。

- 価格の適正性を確認する上では、下記のような項目に着目することが有効な場合がある。
 - ・ **全体に占める割合が大きい作業項目**
 全体に占める割合が大きい作業項目は、単位当たりの作業時間の大小が全体の経費に大きく影響するが、単位当たりの作業時間は適正か？
 - ・ **見積りの粒度が粗い項目**
 作業内容が大きな括りとなっている粒度の粗い項目は、価格の適正性の確認が難しい場合がある。詳細な作業項目ごとに確認できないか？
 - ・ **管理者に係る項目**
 当該契約の作業以外にも、同時期に、他の契約の作業にも従事している作業単価の高い管理者（マネージャー）は、どの案件にどれくらいの時間を使っているのかが不明確であることが多いが、他の作業員と比較して工数（作業時間）は適正か？

- 下記のように別の契約と比較することで適正性を確認することが有効な場合がある。
 - ・ **過年度の契約との比較**
 過年度にも同一事業者と同様の契約を発注している場合、事業者は、既存のマニュアルやシステムを使うことができたり、ノウハウが溜まって作業の能率を上げることができたりする。
 - ・ **同一事業者へ発注している他契約との比較**
 府省庁内で同一事業者に他の契約を発注している場合、当該契約の単価や工数と比較する。
 - ・ **類似契約との比較**
 契約内容を細分化して考えることで他の契約との比較が可能となることがある。

※ 勉強会では、競争性のない随意契約及び公募を実施した随意契約による場合を念頭に置いている。

※ 見積根拠の精査は、より適正な価格での調達を行うためのものであり、合理的な理由なく価格低減を事業者に要請することではない。

令和2年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における

歳出改革WG委員の具体的な指摘

1. 調達改善の取組状況について

- ・各府省庁の調達改善の取組は、全体として着実に進められている。
- ・一者応札の要因分析を記載した個別案件一覧の作成は進んだが、活用については府省庁間でばらつきが見られる。引き続き、進捗状況を確認していく必要がある。
- ・経済性を損なうことなく再生可能エネルギー比率の高い電力調達を実施するための工夫は、モデル事例として推進すべきものである。他の付随的政策についても、経済性を損なうことがないように留意する必要がある。

2. 今後の方向性について

- ・一者応札改善の取組は、一般競争入札だけではなく、間接補助金公募などについても参考とすべきではないか。
- ・随意契約に係る情報公開について、一般競争入札への移行を促すという観点から、関心をもった事業者に詳細な情報を提供できる体制やツールを明らかにしながら進めていく必要があるのではないか。
- ・課題の整理や改善策の検討が進んでいると考えられる取組の中で、例えば共同調達については、これまでの成果や今後の方向性を整理する時期なのではないか。
- ・再生可能エネルギー比率の高い電力調達については、調達改善の観点から、経済性を担保しながら調達するやり方を共有していくことが、今後の大きなテーマである。
- ・新たな取組である情報システムの技術的対話について、メリット・デメリット等を適切に分析し、常に改善を加えながら進めてほしい。

- ・新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、調達事務のオンライン化は、各府省庁で更に推進していく必要があるのではないか。また、調達事務そのものを削減するという観点も重要である。